

大阪府泉佐野市空港連絡橋利用税の新設（更新）について

1. 空港連絡橋利用税新設（更新）の理由 [泉佐野市提出資料抜粋]

本市は、国が決定した「関西国際空港関連施設整備大綱」や大阪府が作成した「関西国際空港関連地域整備計画」に基づき、関西国際空港の玄関都市として相応しいまちづくりのため、空港アクセスのための関連道路の整備などの都市基盤整備を進めてきた。その起債償還とともに、空港補完機能としての感染症など高度医療のための病院や、空港消防の維持管理費など大きな負担が生じている。

空港連絡橋利用税は、上記空港関連施策に対応する税収確保のため、平成25年3月30日に導入され、以降、安定した税収として、本市の財政健全化に大きく貢献している。

同税は、平成30年3月30日に失効するが、引き続き厳しい財政状況であること、起債償還費用及び維持管理費の確保が必要であること、新たな行政需要への対応が必要であることを踏まえ、平成35年3月29日まで5年間継続しようとするものである。

参考

平成24年度の本税新設時において、地方財政審議会から、本税についての同意の意見と併せ、総務大臣に対し以下の意見が出されている。（平成24年4月11日）

地方団体には法定外税制度について適切な運用が求められているが、現時点では、納税者をはじめとする関係者に本件についての理解が得られているとは言えない。したがって、今後、泉佐野市には、市の住民以外の者も含まれる納税者をはじめとする関係者に対し、本件についての十分な説明や周知が求められると考えるので、総務大臣は、泉佐野市に対しこの点について助言を行うべきである。

上記、地方財政審議会意見を踏まえ、総務大臣から泉佐野市長に対し、本税の同意通知に併せて、「大阪府泉佐野市法定外普通税「空港連絡橋利用税」の同意にあたって」（平成24年4月11日総税企第62号）を发出している。

地方団体には法定外税制度について適切な運用が求められています。そのため、今後、泉佐野市におかれては、本件について、下記のとおり、納税者をはじめとする関係者への十分な説明や周知に努めていただきますことをお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 泉佐野市外の住民 も含め不特定多数の者が空港連絡橋を利用することに鑑み、空港連絡橋利用税の課税について、同税の納税者となる空港連絡橋の利用者及びその他の関係者に対し、十分に周知し、理解を得るように努めること。
- 2 今後、空港連絡橋利用税の特別徴収義務者となる者と同税の徴収方法等について十分に調整を進め、同税の円滑な運用に努めること。

2. 空港連絡橋利用税の概要

課税団体	大阪府泉佐野市
税目名	空港連絡橋利用税（法定外普通税）
課税客体	関西国際空港連絡橋を自動車で行き、空港を利用する行為
課税標準	関西国際空港連絡橋を自動車で行く回数
納税義務者	関西国際空港連絡橋の通行料金を支払う者
税率	通行する回数 1 往復につき100円
徴収方法	特別徴収 (特別徴収義務者…連絡橋の通行料金を収受する者)
収入見込額	(平年度) 392百万円
非課税事項	道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第24条第1項ただし書に規定する車両
徴税費用見込額	(平年度) 24百万円
課税を行う期間	5年間（平成30年3月30日から平成35年3月29日）

3. 同意要件との関係

泉佐野市空港連絡橋利用税（以後：利用税）について、地方税法第671条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第671条 総務大臣は、第669条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

利用税と課税標準を同じくする国税又は他の地方税はない。

② 住民の負担

税額が100円と少額であり、住民の負担が著しく過重となるとは言えない。

①、②より「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には、該当しないものと考えられる。

(2) 「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。」

税額が100円と少額であり、空港連絡橋の車両通行台数の推移を見ても、利用税導入後においても堅調に増加している。

こうした状況に鑑み、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

(参考) 空港連絡橋車両通行台数の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
車両通行台数(万台)	337	367	373	375	395
前年度比	0.4%	9.2%	1.8%	0.6%	6.1%

※上記数値は泉佐野市調べ。

※泉佐野市空港連絡橋利用税は平成25年3月30日施行。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

- ① 関西国際空港へのアクセス機能の改善・強化（これが、地方税法第671条第3号に規定する国の経済施策に該当するとしても）という観点から見ても、利用税による追加負担は100円と少額であること、利用税導入後の空港連絡橋の車両通行台数も堅調に増加していることなどから、本税が関西国際空港へのアクセス機能に障害を与えているものとは認められない。
- ② 道路無料公開の原則（これが、地方税法第671条第3号の国の経済施策に該当するとしても）を鑑みても、すでに有料となっている空港連絡橋の利用に対し、本税による上乗せ額も100円にとどまるところであり、本税がこの原則に反しているものとは認められない。
- ③ 西日本高速道路株式会社が、旧道路関係4公団から承継した債務等を法定期間内に償還すること（これが、地方税法第671条第3号の国の経済施策に該当するとしても）との関係においても、本税がこの償還スケジュールに重要な影響を与えているとは認められない。
なお、泉佐野市の利用税導入後からこれまでの間において、同様の法定外税が新設されるなど、他への影響が波及したという実績もない。

したがって、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

以上(1)、(2)及び(3)により、今回更新を予定している泉佐野市空港連絡橋利用税については、地方税法第671条に規定する不同意要件に該当する事由はないと認められると判断する。